

第二十六回 参議院文教委員会會議録第二十五号

昭和三十三年五月六日(月曜日)午前十一時十九分開会

委員の異動

五月二日委員三浦義男君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長に就任して指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君

理事 有馬 英二君

野本 品吉君

矢嶋 三義君

常岡 一郎君

川口爲之助君

近藤 鶴代君

左藤 義詮君

関根 久蔵君

林田 正治君

林屋 龜次郎君

吉田 萬次君

安部 清美君

松澤 靖介君

松永 忠二君

湯山 勇君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

國務大臣 大久保留次郎君

政府委員

警察厅长官 石井 榮三君

警察厅警備部長 山口 喜雄君

法務省刑事局長 井本 臺吉君

文部省初等中等教育局長 内藤譽三郎君

文部省大学 学術局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 工業 英司君

法制局側

法制局長 斎藤 卯郎君

本日の會議に付した案件

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(大分県及び佐賀県における教職員

の人事行政に関する件)

○学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

五月二日、三浦義男君が辞任され、西田隆男君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 本日の議題は、公報掲載の通りであります。議事の進行上、まず大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件を議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 私、先般の委員会に引き続きまして、大分県並びに佐賀県の人事行政の件に関しまして、関係大臣に質疑をいたします。

まず、二十五日の当委員会、私の質疑に対しまして、文部大臣は、大分県の場合には、いろいろ妙な点もある

ようであるから、しばらく自分に考える時間を与えていただきたい、十分考慮した上でいかにこれを処理されるか答弁したい、かように答弁を保留されているわけですが、その後いろいろ調査をされ、さらに考慮もめぐらされたことと思っております。本日御答弁をいただきたいと思っております。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 大分県の問題につきましては、その後大分県の当局も上京して参りました機会がございましたので、実情もいろいろ事務当局をして調査いたしましたのであります。

その結果といたしまして、今日大分県におきましては、関係者の間においていろいろの問題をめぐって話し合いを行なっておるような段階でございますので、その話し合いの成り行きをしばらく見ておきたいと思っております。

○矢嶋三義君 大臣の私は私見を伺いますが、部下からいろいろとお聞きになつていられるので、事情は大體把握されていると思つておりますのでお答えを願いたいと思つておりますが、私は大分県の場合、円満にこの地公法の二十八条の発動を撤回されるのが一番明快な、あとにしこりの残らない解決法と考へますが、大臣はどういうお考えを持っておられますか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私は事態を紛糾させ、事態を荒立てることを好むものではございません。大分県の問題につきましましては、筋の通つた円満な解決の方法があれば、その解決方法に従つてよろしいと思つております。

○矢嶋三義君 筋の通つたということはどういうことを意味されるのですか、具体的に……

○國務大臣(灘尾弘吉君) 筋の通つたと申しますのは、筋の通つたことと申します。(笑声)

○矢嶋三義君 具体的な内容を含んでお答えを願いたいと思つております。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 大分県の教育委員会が権限ある委員会といたしまして、適法な処分をいたしましたのでありますので、これがやむを得ないことというよりは、いかかかと考へておられます。

○矢嶋三義君 法制局長に伺います。地公法の二十八条によつて、本人の意に反してその公務員の身分を剝奪する場合には、月日をさかのぼつてその公務員の身分を剝奪する発令ができるかどうかですね、法的に伺いたいと思つております。もう少し申し上げますならば、本人の同意を得て公務員の身分を返却する場合、いわゆる依願退職の場合、話し合いの上で日付をさかのぼつて発令するということは慣例上あつておるかと思つております。日付をさかのぼつて発令することは法的にできるかどうか、一般論として局長の御見解を承りたいと思つております。

○法制局長(斎藤卯郎君) 当委員会で大分県の問題がいろいろ取り上げられておりますことは、私は前から承

わつておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

つておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

つておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

つておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

つておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

つておりましたのですが、きょうお答えするのは私初めてでございますので、ただいまの矢嶋委員からの御質問にお答えする前に、その前提として二、三申し述べたいと思つております。その点をお許し願いたいと思つております。結局その意に反した免職処分を遡及した日付でやつた場合の法的効力問題というところが問題になつておると思つてございまして、その点は結局は裁判所の司法判断でまざるべき問題でございます。私も長年裁判所で仕事を参りました関係上、裁判所の判断と申しますのは、単純な法的解釈だけでございませんで、自分自身で事実をよく確定いたしましたして、具体的事実関係とからみ合せて、法的解釈をいたしておりますので、これから私が述べますことが、必ずしも、もろかりにこれが裁判所の問題になつた場合に、裁判所の結論と合致するかどうかということについては保証の限りでないと思つてござい

ます。

もう一つお断わりいたしたいことは、言葉の使い方でございますが、これは釈迦に説法でございますけれども、日付をさかのぼらしてやつた行政処分と効力という場合、それが違法かどうかというより、それを言われぬかどうかが問題でございます。その行為が有効か無効かという効力問題とは別に考へなければならぬ。法律家の言葉の使い方でございますけれども、法律に違反した行為はすべて違法だ、こういうことは申せると思

ます。しかし違法な行為が全部無効かといえども必ずしもそうではございません。有効無効の要件もまた別に考えなければならぬ。こういうことを前提としてお答えしたいと思ひます。

日付の問題と申しますことは、これは必ずしも行政処分に限ったことではございませんので、一般の私法上の契約においても問題でございますが、また訴訟法上の行為、たとえば裁判官の日付というようなことも問題になります。ただいま問題になっております行政法上の処分の日付ということも問題になります。こういう日付というものは、一般的に申しまして法律上の行為の方式だと思ひます。方式に違反した行為がすべてそれじゃ無効かといへば、必ずしもそうはいには言ひ切れませんのでございます。本件の場合、たしか私が承わっておりますのは、四月六日に事実上の免職処分をやつて、それを三月三十一日にさかのぼらした、こういう事実関係だと伺つておりますが、四月六日にやつた行為の日付を三月三十一日にさかのぼらしたという事は、私これはやはり違法だと、一般的にいって違法だと思ひます。しかしそれならばその免職処分は法律上無効かといふと、必ずしもそうは言ひ切れませんが、方式には違反してお

りませんが、その免職処分が有効か無効かという事は、その処分の実体的の要件を考えなければならぬと思ひます。御質問の趣旨からはずれたかも知れませんが、結局四月六日に実際の行為をやつておるのでございませうから、その四月六日当時免職処分をするに於いての実体的の要件を備えておつたかどうかという点が有効無効のきめ手になると思ひます。ただ御質問の趣旨が、四月六日に実際はやつておきながら、三月三十一日にやるというようなことをしても、三月三十一日当日にはそういう免職処分はなかつたじゃないか、そういう意味で三月三十一日の免職処分としては法律上無効じゃないかという趣旨なので、私はその意味においては、三月三十一日付の処分としては、そういう処分はなかつたといわざるを得ないと思ひますけれども、四月六日当時を標準として、その処分が有効無効を考へるといふことはまた別の問題である、こういうことであります。

○矢嶋三義君 もう一つ法制局長に伺ひますが、先般本委員会で参議院の法制局長の岸田部長並びに人事院の任用局長の答弁では、両者の統一見解は、免職処分を受けた人の、その免職の効力の発生するのは、その人に書類が届いたそのときから効力が発生するのだ、かように答弁されておるのですが、局長、この御見解と同じでございませうか。念のため。

○法制局長(斎藤朝郎君) その通りでございます。免職処分が、本人が受領した、到達した、または知し得べき状態にあつたこと、結局到達した時期において効力の発生がきまつてくる。私もさう考へておる。

とも違法な行政が行われた場合に、文部大臣として見のがしておられるわけですか。その点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 明らかに違法な処分をいたしたというよりよいことがわかりましたれば、適当な措置をとりたいと思つておる。

○矢嶋三義君 先般大分県の地公法二十八条の発動があつた場合に、大分県の教職員課長が自発的に文部省においでになつて、いろいろ報告をされ、打ち合せされたそのときに、木田課長は「所管課長はそれでけっこうだ」といふことを承わつておるわけですが、先般の本委員会において木田課長にその点を確かめましたところ、木田課長としては、大分県の地公法二十八条の発動の日付は四月六日になつておるものと自分は思つておつた。三月三十一日になつておると私は思つておつた。今初めて聞いたわけだ。かような意味の答弁をされておる。

この言葉を返しますと、木田課長自身地公法の発動される場合の日付は四月六日でなければならぬというお考えでおられたことを物語つておられると思ひます。この木田課長の見解と、先般本委員会でおつた岸田部長並びに人事院の任用局長、本日念のため法制局長の答弁を求めました。法制局長の答弁をさかのぼつて発令をすることは違法であるといふことが、見解が、法解釈が一致しているわけです。それが効力があるかないかという事は、ただいま局長が答弁されたように問題があるわけですが、その法的な解釈の質疑応答、追及は、私は

○矢嶋三義君 文部大臣に伺ひますが、都道府県教育委員会、あるいは市町村教育委員会において、違法な行政が行われた場合に、これを是正するよう文部大臣は指導なり、あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律四十一条だつたと思ひますが、に基いて、措置要求等、されますか。それ

一応ここでとめておきますが、少くとも四月六日と決定して、書類を発送し、それが十三名の人に効力を発するのは、それを受け取つた八日、あるいは九日であつたわけですが、いずれも三月三十一日付になつておるので、その範囲に関する限り、明確にこれは違法なんですね。従つて、大臣は何らかのこれに対する措置をされることと思ひますが、念のため伺ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 詳細のことにつきましては政府委員からお答えしたいと思ひますが、その問題の効力について、これは議論があらうと思ひます。その問題に関する限りにおきましては特にそのことのために格別な措置をとる必要はないではないか、かように思ひます。

○矢嶋三義君 三月三十一日付にした、そのこと自体が違法ではございせんか。明快ではございせんか……いや、初中局長の答弁は必要でないのです。大臣、あなたは法律家で、りっぱな常識と判断力を持つておられる。先般の委員会へおいでになつておられなかつたので私は繰り返しました。任用局長、法制局長の岸田部長、それからただいま参議院の法制局長の専門家としての法律解釈がある述べられたのをお聞きになつておられて、きわめて明快で、少くとも免職命令書に三月三十一日という日付があるといふことはつきり違法なんですよ。従つて、そのことについては大臣として、先ほどの答弁がある以上は、何らかの是正指導なり措置をされるのは当然だと思ひますが、これは何内藤局長に答弁を譲らなくても、大臣で十分

私は御判断つくこととてございませうので、大臣からあらためてお伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私は法律のことはあまり明るくございせんので、政府委員に答弁をさせたいと思つておるわけでございます。その点は一つ御了承を願ひたいと思つておるわけです。

三月、過去にさかのぼつて命令を出すというよりは、私は適当とは思ひません。いろいろそのような問題をめぐりまして、今日大分県下においで話し合ひも行われておるわけでございますので、私はその話し合ひの結果をしばらく見て参りたいと思つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 いろいろ明快な点については、時を移さず指導しなければいけません。私には指導しなかつたと思つておるわけですが、そういう適切な法律解釈で、行政運用の指導と助言があれば、地元は早く円満に解決できるわけだ、そういう明快な点を放置されておること自体が私はあなた方が怠慢だと思つておるのです。大臣は適当でないと申つたのですが、そういう言葉でなく、明らかに法的に違法なんです。任用局長、法制局長の岸田部長、それからただいま参議院の法制局長の専門家としての法律解釈がある述べられたのをお聞きになつておられて、きわめて明快で、少くとも免職命令書に三月三十一日という日付があるといふことはつきり違法なんですよ。従つて、そのことについては大臣として、先ほどの答弁がある以上は、何らかの是正指導なり措置をされるのは当然だと思ひますが、これは何内藤局長に答弁を譲らなくても、大臣で十分

私に御判断つくこととてございませうので、大臣からあらためてお伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私は法律のことはあまり明るくございせんので、政府委員に答弁をさせたいと思つておるわけでございます。その点は一つ御了承を願ひたいと思つておるわけです。

三月、過去にさかのぼつて命令を出すというよりは、私は適当とは思ひません。いろいろそのような問題をめぐりまして、今日大分県下においで話し合ひも行われておるわけでございますので、私はその話し合ひの結果をしばらく見て参りたいと思つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 いろいろ明快な点については、時を移さず指導しなければいけません。私には指導しなかつたと思つておるわけですが、そういう適切な法律解釈で、行政運用の指導と助言があれば、地元は早く円満に解決できるわけだ、そういう明快な点を放置されておること自体が私はあなた方が怠慢だと思つておるのです。大臣は適当でないと申つたのですが、そういう言葉でなく、明らかに法的に違法なんです。任用局長、法制局長の岸田部長、それからただいま参議院の法制局長の専門家としての法律解釈がある述べられたのをお聞きになつておられて、きわめて明快で、少くとも免職命令書に三月三十一日という日付があるといふことはつきり違法なんですよ。従つて、そのことについては大臣として、先ほどの答弁がある以上は、何らかの是正指導なり措置をされるのは当然だと思ひますが、これは何内藤局長に答弁を譲らなくても、大臣で十分

私に御判断つくこととてございませうので、大臣からあらためてお伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私は法律のことはあまり明るくございせんので、政府委員に答弁をさせたいと思つておるわけでございます。その点は一つ御了承を願ひたいと思つておるわけです。



何人かの足らずがあったといふことが、今矢嶋委員のおっしゃる通りに、客観的にだれが見てもそうだとした場合ならば、これは過員があったといえると思ひますけれども、また逆の場合を考へますと、四月六日当時に退職の希望者の数が実際上は過員どころか整理人員をオーバーしておつたといふことが郵便物の到達その他によって客観的に確定できて四月六日当時にこれだけの退職希望者があつたのだといふことが任命権者としては知っておるはずなのだ、にもかかわらず過員があるとして何人かをその日付にして免職処分をした、こういうことなら客観的に過員がないのにそつと免職処分をした、こつと免職処分にならうかと思ひますが、有効無効はそつと前提事実によることとございまして、裁判所による自分の心行くまで事実を認定する資料を持っておりません私としては、そのお答えをはつきり申し上げることはいたしかねます。考え方としては私はいさういふつもりでおります。

○矢嶋三義君 さらに伺いますが、過員があるとかないとかいふのは日単位で、月日の日です、日単位で確認すべきもので、何日午前何時あるいは午後何時において過員があつたとかないとかいふことは、かような私は法の運用といふものではないと思ひます。これはどう思われるのであるか、もう少し具体的に聞きますが、地方公務員の場合には県の教育委員会があつて、この出先機関が地方におります、その出先機関に退職願が出て向うが受理した場合に、これはもう退職希望者数がこれだけ数があるといふ中に入るわけですから、そつとでしよ。出先機関

で受け付けるわけですから、入るわけですから、そのときにこの書類は何月何日何時に受け付けたといふかよる行政運営をやつておる官庁は私はないと思ひます。このよる官庁は、だから何月何日何時において過員があつた云々といふそつとを根拠にして法において有効無効だといふそつとを法において有効無効の常識以前は問題だと思ひます。午後六時において過員があつたとかないとかいふ以上は、平素から書類を受理される場合いつとも何時に受理したといふスタンプを押すようにしなければならぬと思ひます。その点法学者としてどういふふうにお考えになりますか。

○法制局長(齋藤朝郎君) 行政処分をするわけとございまして、行為をするやはり時点といふことは必然的に前提になると思ひますけれども、その場合にどれだけの過員になるかといふような調査については、今矢嶋委員もおっしゃる通りに慎重に、できるだけそれを正確につかむといふ調査の方法を講ずることは、そつと行政をやる者としては当然なすべきことだと思ひます。

○矢嶋三義君 結局問題は文部省の態度にかかると思ひます。それでこの六日の午後六時現在過員だつたから云々だといふので実はしるしを押ししておるというのが実態です。激励するとか、していかないとか、そんなことはやつておらぬとかいふけれども、実際はそつとなんです。それに勇気づけられていふのです。これは三百代言ですよ。法律的に考えたら、今の法制局長の見解はわかりましたが、平素から書類を何時受付とかなんとかしておかぬ

と、四月六日の午後六時にどうだつたことだつたといふのはおかしな話です。そつと解を文部省がそれで受けつこうだ、合法だと言つて全面的に支持しているなんていふのが新聞記事に出ること自体はおかしいと思ひます。これは、だから大分の場合この整理された人がどうだ、こつとが内容とか、あと大分県の教員定数をどうするか、新陳代謝をどうするか、その問題は別途で別途考へることとして、この地公法二十八条の、これは公務員にとつてはきつめて重要な問題だ。だからこれは僕は取り上げてい

るわけなんです、きつめて重要な問題なんだから、初めて適用されたケースなんです。しかもいふところこつと問題点があるわけなんだから、従つて私はこの問題を円満にさせるためには、この際二十八条は一応下げられて、そつと事後処理を適正にされると、かよる私は指導をし、助言をするといふことが最も適切だ、かよるに考へるわけですが、念のために文部大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 私どももいたしましては大分県の処分について先ほど来お話がありました、四月六日の処分それ自体を違法であるとか、無効であるとかいふふうには考へておらないのであります。ただいろいろお話しにもあります通り、大分県の処分をめぐつて私も十分考へなくちゃならぬ点があるといふことは申し上げましたわけでありまして、さよふな問題を一切含めて今日地元においていろいろ話

し合ひが行われておるわけでありまして、なるべくすみやかに円満な解決を見るように期待をいたしておる次第であります。

○矢嶋三義君 ちょっと私今聞きしただの不明確だったので念のために伺ひますが、四月六日に決定して免職処分の書状を三月三十一日付で発送した、そのさかのほつて日付をきめたことは違法でないか大臣はお考えになつていふことと述べられたのですか。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 私はこの問題につきましては従来こつとこつと取扱いは往々にしてあるのだ。

○矢嶋三義君 初めてのケースです、今までのケースです。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 日付をさかのほつて発令をするといふことはあつたのであります、かよる点につきましてはあまり厳密に言ふことはどうであらうかと、かよるに考へておりますが、正確に言へば、あるいは先ほど来お話があつたことと違法であるといふことを申し上げてもよろしいかと思ひますが、必ずしもそつと正確にこれを取り扱ふべき問題でもない。ただし効力の問題といふことになりまして、これは先ほどお話のありました通りに四月六日以前にさかのほつて効力を発生させるといふことはこれはよろしくないと思ひます。問題はこつと問題といふことは考へていかなければならぬと、さよふに考へておる次第でございます。

○矢嶋三義君 三月三十一日にさかのほつて効力を発生させたことは間違ひだ、これは明確に答弁されました。しかし、大臣は先ほど、私は法律専門家でないからあまり詳しく知らないの、といふようなことを前提にして答弁されておりましたが、法律専門家の参議院の法制局長が、きつめて明確に、三月三十一日にさかのほつた日付で免職をするのは違法だと言われているのを、あなたが言葉を濁されるといふことは、私はまことに理解に苦しむのですが、さかのほつてやられることは往々あつたと言われるが、それは依頼退職の場合です。私がさつと前提に言つたように、依頼退職の場合で、両者の話し合ひで一致してそつとさかのほつてやる場合は慣例としてあるのだ。これは私も認めていふし、法制局長も認めておられる。しかし、意に反して、地公法二十八条あたりで免職されたのは戦後初めてです、日本の教職員に。いまだかつてないことですよ。そつと、公務員の生活権と身分に關することと、それがさかのほつて日付をつけられたといふことは、法律的に見て違法だといふわけですから。この答弁には、法制局長は、専門家として、自分の公務員としての生命をかけておられると思ひます。それを、明快に答弁されているのを、あなたがこの席上で、そんなに法の適用を厳密にやらんでいふことだと思ひます、こつと感覚の答弁といふものは、いやしくも法治国における、国権の最高機関における國務大臣の答弁としては、私は理解に苦しみます。その点に關する限りは、やはり違法であるといふことを明確に答弁していただくなくちゃ困ります。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 非常に精確な法律論でもつてのお尋ねでございます。





臣に報告をされ、また大臣の意向も打診され、事教育のことであれば、大久保国務大臣みずから認められるように、文部大臣みずから認めることが起るが君知っておるか、僕らのところはこういう法解釈をするんだが、大臣の見解はどうか。かような私は行政部内における話し合い、協議というものは当然あるべきだと思ふ。それがあなた方はなかつたと否定している。私は佐賀県の教組に起つたことがいいとか悪いとか、あるいは文部大臣がこの事件についてどういふ見解を持って、それは反対とか賛成だとかいうことを私は言っているんじゃない。そういうことを言っているんじゃない。それは次の問題、私はもの運び方を言っている。そういうことで、文部大臣としては遺憾だとも考えないんですか。それだけの手続を踏まれないということ、私は行政の動き方としてはまことに手落ちだと思ふ。いかがでございますか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 佐賀県の今回の事件に対する文部省の考え方は、これは明瞭であると思ひます。従来から言つてきておることでありました。ことに私の見解は、私ははっきりいたしておると思ひます。佐賀県の教育委員会が行政処分をいたしました際に、この事実に関する報告は、私は閣議でいたしておりました。閣僚諸君にも了解を願つておるわけでありました。その際において、私の見解は閣僚諸君には明らかであると思ひます。おるものであります。今回の警察の問題につきましても、先ほど大久保委員長も申されましたが、私と大久保委員長との間におきましては、佐賀県の問題に

ついで情報の交換をいたしてあります。しかしその検査という問題につきましては、事前におきましては、何らの連絡はございません。また文部当局である私は、検査当局が連絡するはずもないと思ひます。あとにその点はその通りでありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣は、検査権の発動というものは事前に容認されておつたのですか。またそういう期待を保持しておられたのですか。それとも白紙であつたのですか。念のために伺ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 佐賀県の問題につきましては、私も格別な見解は持つておつたわけではございませんが、しかしかような問題は違法である、従つて刑罰法令に抵触するおそれがあるということ、佐賀県の問題についてはございませぬけれども、三月の全園一斉早退という問題がありました際に、私はその見解は明瞭にいたしておるつもりであります。

○矢嶋三義君 じゃ、三月の場合はあなたは今申されたわけですが、その場合には、そういう事態は、あつたとなつたか、どういふふうな見解を持っておられますか、その点伺ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) あつたか、これは明瞭にいたしておりませぬ。地方の報告もさうな報告はございませぬ。従ひまして、その点についてこれ申すことはございませぬ。私は、たゞ一般的に、かような行為は法律違反である、従つて刑罰法令に抵触するおそれがあるから、十分に一ツ注意して

ほしいということを全国の教職員諸君に向つて伝えたいと思ひます。

○矢嶋三義君 報告も何もなかつたのならば、あなたの通達がきいたのですか、何ですか、そういう事態はなかつたということなんでしょう。

○国務大臣(大久保留次郎君) 学校の教職員で、いわゆる早退するといふような場合とか、あるいは休暇をとるといふ話は聞かなかつた、聞かなかつたわけではございませぬけれども、この佐賀県に起りました、今回のように、三日間を期してほとんど県下一斉の全教員がきれいに休暇をとつて大会に参加したといふのは、私は初めてであります。実はこれもこれは容易ならぬことだ、なにか感じを受けました。

○矢嶋三義君 あなた方と私は、ここでその前提となるべき見解を非常に異にしているわけで、それはあなた方は違法行為だ、私は違法行為でないといふ認定のもとに立っているわけで、その点から若干掘り下げて伺つて参りたいと思ひます。

で、まず大久保国務大臣に伺ひます。先ほどあなたは佐賀県の問題は争議行為であるといふように認定したとおつしやいましたが、争議行為の定義

を、どういふふうにあなたは把握されておられますか、念のために伺ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 争議行為としては、ある一定の要求貫徹目標がある。たとへば今回のような場合にございましては、教員の数を減らすと、これに反対しようとする目標がある。この目標を貫徹するために、授業の正常な運営を妨げる、たとへば学校教育でしたら、授業ができなくなつてしまふ、あるいは自習させる、あるいは学校を休む、あるいはその他の行為に出るという場合に、正常な学校の運営ができなくなつてしまふといふような場合に於いては、これを争議行為とみなす。

○矢嶋三義君 あなたの部下がそういう認定を下されて、検査権を発動されたいです、学校のこの正常なる運営を阻害するといふことは、どういふ内容のものか、あなたの御見解を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) ちやうど今回佐賀県において起りました事件がそれを説明していると思ひます。すなわち学校の教職員が一斉に休暇をとつたために、小学校、中学校において、正常な授業ができなくなつた、授業を休んだ、あるいはやむを得ず自習させた、それを聞きつけてPTAが憤慨して、PTAを解散しようとして申し合せをした、あるいはPTAの役員をやめようとした、いふ場合に、まあPTAは教育の補助機関かもしれませんが、学校の正常な授業ができぬ、もしくは授業を休む、あるいは自習をさせるといふようなことは、

明らかに私は学校の正常な運営を害するのじゃないか、こういう解釈をいたしておられますか。

○矢嶋三義君 職員がどういふ理由で休んだとかいふ、そういうことは、私を伺つて参ります。許可を得たとか得ないとか、どういふ理由で何人休んだとか、休まなかつたとか、そういうことは別途の問題ですから、あとに残します。

今私が伺ふことは、正常なる運営に支障があつたといふことはどういふことかといふ点にしろ、あなた方の御見解を承わりたいと思ひますが、自習をするとか、あるいはプリントで授業をするとか、こういうことは正常な運営を害したと、かように解釈されるのですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) たゞ一つの小学校において、やむを得ない事故のために自習をするかといふ場合は論外であります。もちろん今回佐賀県において起りました、全県の小学校が、教職員が休んだために、実際に授業を正常に行ふことができなかったといふようなことは、私はこれは正常なる運営を害したものである、こう考へておられますか。

○矢嶋三義君 そういふちよつと通俗的な戸辺談話的な解釈は困ります。(笑)全県下休んだとか、許可があつたとかいふことであるかといふ見解は、どういふことか、何と教育の運営が正常とか正常でないといふのは、県単位とか郡単位とかいふものでなく

て、その学校その教室、学級、学年、それが問題なんでね。だから私は具体的に伺ったわけですが、あなたの見解では一つの学校でプリント授業をやる、あるいは合併授業をやる、こういうことは正常な運営を書したという中に入れてるんですか、入れてないんですか。佐賀の問題を離れて、学校の正常な運営という点を、今あなたの見解を伺ってるわけですから、その点をそういう立場でお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 小学校の先生は児童教育の責任を持って、また権限を持っています。同時に学校には校長というのがあるのです。校長というのは教員に対しての監督権を持っておりまして、だからして、いかに教員が教育しようと思つても、校長のやはり監督を受けなくちゃならぬ。で、今あなたの言つたような場合に、校長がなるほどそうならばやむを得ないからやれと言われたら、それはいいと思ふ。よせと言うにわからず、そういうことをやるということになると、私は正常な運営を書したということになると思ふ。やはり校長の監督権の範囲においてしなければならぬと、こういう解釈を私はとっております。

○矢嶋三義君 校長の監督権の外で教員が教育活動をするということはあり得ないことで、そういうことを私は伺っていないわけなんです。何かともかく事情があつて、その事情がどんなものかというところは、これは別の問題です。ともかく自習をするとか、合併授業をするとか、あるいはプリントで授業をするとか、あるいは遠足をやる

とか、映画鑑賞をやるとか、そういうことが正常な教育の運営を書して、部類に入るのか入らぬのか、どういふ警察庁としては御見解を持っておられるかということをお伺いしております。

○国務大臣(大久保留次郎君) ですから今申しました通り、教員が勝手にやらんで、監督権を有する校長と相談してやりました事柄は、これは私は差しつかえないと思ひます。ところが校長の監督権を無視して勝手にそういうことをしたならば、やはりこれは正常な運営を妨げたものと、こう思ひます。

○矢嶋三義君 どうも質疑が進まぬで困るのですがね。校長の監督権があるということでは学校教育に書いてある当然のこと、私は監督権がない場合というより立派な議論をしていられるのじゃないか、これはそれで別にやります。あなたは佐賀の場合は校長の監督権を無視して教師が行動したという前提に立つてやられてるのであつて、私はそういう場合を離れて、佐賀の問題を忘れてるんですよ、今、一般論として教育の正常を害するとはどうなんだ、だから今私さつき言つた点をあなたの方から部類に入れてるのか入れてないのかというのを伺つて。これは入れないわけですね、どうですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はさつき言つたのはつきりして思ひます。教員は教育権を持つています。その教育するということは、プリントでやらうと、校外教授しようとか、何をやらうとかまわぬけれども、そこには一つの統制のもとにやらなければならぬ。校長があるのです。校長によつて監督を受けてやるのですから、校長がなるほどそれならやりなさいと言われれば差つかえない、ところが校長の意思に反してあるいは映画を見に行くとかあるいは散歩するとか、これまでやるということ、私は正常な運営ではないと思ひます。こういう解釈です。そこを一つはつきり私は申し上げます。

○矢嶋三義君 それではあなたの考えやすいように質問して続けて参りましょう。校長が黙認した形で許した合併授業、自習あるいはプリントによる授業を展開した、これは正常な運営を阻害しない、こういうあなたは立場をとられてる通りに聞き受けるのですか、そうですね、念のため。

○国務大臣(大久保留次郎君) それも、合併授業をやるなり何をやるなり、やはり監督権者の校長と相談してやるならば一向差つかえない、校長の意思に反してやると、これは正常な運営を害するもの、こういう私は解釈をしております。

○矢嶋三義君 そこで佐賀の問題に入りますが、佐賀の場合十四日には三割休み、十五日には三割休をと、十六日四割休をとつたわけですが、こういう法に基く休暇をとられた先生方は、十分な学習計画を立てて、そして学校に残られておる先生方と十分連絡の上であるいはプリント授業、あるいは合併授業、あるいは遠足とか、あるいは学習活動をやつたわけですが、それが校長承認の上であれば正常な運営を害したことになる、こういうふうにあなたの答弁はなるわけですか、そうですね。

○国務大臣(大久保留次郎君) 校長と相談して、校長がそれならよろう、そうやってみたいと言ふなら、私はその範囲においてやつたことは正常な運営を害したとは言へぬと思ひます。

○矢嶋三義君 そこで、質問を続けますが、先般石井長官の本委員会における答弁では——これは湯山委員が主として聞かれたわけですが、校長が許可を与えなかつた教、それを述べられましたが、それは不明確で黙認された、そうしてはならないとは言わなかつた、許可も与えなかつた、そういうケースが非常に多いわけであるが、そういう調査はどうなつておるかということをお伺い、あなたに宿題として出しておつたのですが、それはその後の調査ではどうなつておりますか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 前回の当委員会におけるたゞいま御指摘の宿題と申しますか、湯山委員より御要望のありました点、私もその後鋭意調査をいたしておるのでございますが、現在なお調査中でありまして、まだ最終的な結論が出ておりません。現在までの調査によりますと、ほとんどの校長さんは、今回の休暇闘争は違法であるから、有給休暇を承認するわけには参らないと、こういうふう拒否をされておる、こういう報告に接しておるのでございます。

○矢嶋三義君 それはちよつと、そこで一応聞きおいて、関連したことを聞いて参りますが、学校長自体に若干の問題が私にはありはしないかと思ひますので、若干ここで聞くわけですが、先生方は労働基準法三十九条による有給休暇を求められたわけですか。これは私

がここで申し上げるまでもなく、有給休暇を請求するときには与えなければならぬとされているわけですね。主文が与えなければならぬと。これは公務員の権利ですよ。与えなければならぬとなつてゐる。権利ですよ。たゞし正常な運営を云々のときには他のときに与えることができるとなつてゐる。では、もし学校長が、与えなければならぬのにかかわらず与えなかつたら、それじゃかわるべき日を必ず校長としては休みを請求した人に指示しなかつたらぬのですが、それをやつていますか、いませんか、その点はどうですか。

○政府委員(石井榮三君) 今回の佐賀のケースの場合に、校長さんが有給休暇を請求された先生方に対して拒否をされたと同時に、それではそのかわりの休暇を何月何日に与えるということまで明確に指示されたかどうかは今のところはつきりいたしておりませんが、これはたゞし書きにありません。他の時季に与えることができるというだけでありまして、そのときにそれにかゝる休暇を何月何日にはつきり約束しなければならぬというものはないというふうには私どもは考えております。

○矢嶋三義君 これは法の解釈は、公務員の権利として与えなければならぬというのを明確にしてあるのだから、そしてたゞし——従的になつてゐるのですよ、従つて与えなければならぬので、与えなかつたらばそれに対していつ休むをとつてほしいということをしなければ、公務員の権利侵害じゃありませんか。これは法的に言へばそれでよろうです。それからさらに学校の正常





任があるし、権限を持っておりま... 間割を変更する、あるいは共同授業、あるいは実物教育をするというような... ことである程度変更しても差しつかえ... ない。ただ全部が全部これをするとい... ことは学校の規制上許されぬと思... ますが、その規制の範囲において校長... の許された範囲においてするのは一向... 差しつかえない、こう思っております。

○湯山勇君 そこで佐賀県の場合、た... とえば遠足をやる、全校で遠足をや... た、あるいは全校で映画の鑑賞をや... た、あるいは全校の自治会をやった、... こういふ事例があげられております。

校長が許さないのに子供全部を連れて... 映画を見に行くとか、子供全部を遠足... に連れて行く—これはできないこと... です。おそらく全校遠足をやったら、全... 校映画鑑賞をやった、あるいは全校自... 治会をやった、こういう場合には、校... 長がきょうそれではさうしようじやな... いかということになっておると思いま... す、そういう校長がきょう遠足にし... ようというのでやったのは、正常な授... 業を阻害されていない、こういうこと... に大久保国務大臣の答弁からは結論が... 出てくると思ひますが、そういうこと... になりますかどうか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 校長が... 明らかに承認した場合には、私は運用... を害したという解釈をするのは無理だ... と思ひます。

○湯山勇君 よくわかりました。警察... 庁長官にお尋ねいたします。今の国務... 大臣の御答弁の通りかどうか。

○政府委員(石井榮三君) 学校の授業... が平常状態にありまして、遠足を計画... するとか、あるいは映画鑑賞会を計画す... る、むろん校長の指導のもとにさうい... う計画をされることは、これは私は学... 校のあり方として当然のことでありま... して、いわば広い意味において授業の... 一部であるということも言えるのでは... ないかと思ひますが、今回佐賀の場... 合に、今湯山委員の御指摘になつた... ような具体的なケースがあつたか... どうか、私はまだ報告に接しておりま... せんからわかりませんが、かりにある... とするならば、正規の授業ができない... ために、やむを得ず映画鑑賞会とい... うようなことに形を変えたということ... はなからかうかと思ひます。そ... うなりますと、これはかりに校長が事... 情やむを得ないと思ひしても、これは... 本意ながらさういふ事態になつたこ... とを黙認されたということではなから... うかと思ひます。本来休暇をとつて... 正規の授業を休むというこ... とは困るので、有給休暇の申請があつた... けれどもこれを許可されなかつた。に... もかかわらず、休暇を申請された先生... 方は休まれた。といつて、生徒児童を... そのまま放任しておくわけにはいかな... いというので、映画鑑賞会にやむを得... ず切りかえられたというよりなこと... であるならば、これは決して好ましいこ... とではなかつたので、いわば正規の学... 校授業というものが阻害されたとい... うことにならうかと思ひます。

○湯山勇君 それじゃ大久保国務大臣... にお尋ねいたします。今の遠足に行つ... たとか、それから学芸会全校練習会... やつたとか、あるいは映画鑑賞を... やつたというの、校長に無断で教員... が勝手にさういふことをしたのではな... くて、おそらくこれらの学校は校長が... それではさういふと、校長の意思に... よつてやつたものだと思います。お調... べになれば、多分さういふものが多い... と思ひます。だとすれば、大久保国務大臣... のお話によれば、御答弁によれば、そ... れは校長の意思によつてやつたのだか... ら、正常な授業の阻害にはならない、... こういふことになると思ひます。警察... 庁長官のお話でいへば、それはいろい... ろなケースがあつて必ずしもさうでな... い。答弁に食い違ひがあると思ひます... が、いかがですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はと... にかく校長の承認したものは原則とし... て運営を書したことになるまいとい... う考が確定しております。

○野本吉吉君 私はこの問題は、先ほ... ど矢嶋委員が言われたように、一個の... 佐賀の問題として考えずに、教育の正... 常な状態というのはいさういふ状態であ... るかということに關しまして、しつこ... かりした考えを持ちませんといつと、將... 来またこの種の問題の起りましたとき... に、事態に対する認識、判断、扱ひ方... について、いろいろと混迷を起すであ... ると思ひますので、私の感じを申し... 述べながら、当局の御意見を承わりた... いと思ひます。

私は教育が正常であるかどうかとい... うことは、受け持ちの先生が子供と絶... えず接触、離れておるかについておるか... というところに問題がある。教育の正... 常なる運営というものは、たとえそれ... が遠足であるにせよ、それが映画鑑賞... であるにせよ、そこに先生がおつて、... そうして子供の、たとえば映画鑑賞な... らば、映画館の中における観覧の態... 度、それを見つておつて、大ぜいの... 人の愉快な映画鑑賞といふものを妨げ... ておるかどうかといふよりなことを見... ること自体が実は教育なんだ。また、... 一緒に見ておつて、帰つてきて、あの... 映画のこの点についてはみんなはどう... 思ひ、自分はいさう思ひ、そこでお互... に話し合ふということが教育なんだ... りまして、映画館へ子供を入れたから... といつて、先生が離れておるといふこ... とは、正常な教育としての映画鑑賞で... はない、私はさうに考へる。これは... 遠足においても同様であります。学校... の自治会におきましても、子供の自治... 能力を高めるために、子供の自由な意... 思、感情の発現をできるだけ自由にさ... せることは、これは自治能力を高める... という教育の目的からいまして、非常... に大切なことでありますけれども、自... 治会といふことは、子供を野放しにす... るといふことじやない。彼らの会議に... 臨む態度はどうであるか、自分の意見... の主張の仕方がどうであるか、反対論... にどれだけ謙虚に耳を傾けているか、... そろいふことを見ることによつて、そ... の後における会議に対する指導をする... こと、これが教育である。私は正常な... 教育の原則といふものは、それがど... ういふ形においても、その子供に全生... 命を打ち込んでいられる先生が子供とも... にあること、また、先生に全幅の信頼... を捧げて先生の指導を受けようとする... 子供が、いつも教師のひざ元にあ... る、ここに教育が正常な形において行... われる原則がなければならぬ、さう思... へる。先ほど来のいろいろな質問を伺つ... ておりました、私の教育の正常なる運... 営といふのはどういふことであるかと... いうことの原則に対する考へ方とは、... 一応違つております質疑応答があつた... ように思ひますが、私は、私

よつてやつたものだと思います。お調... べになれば、多分さういふものが多い... と思ひます。だとすれば、大久保国務大臣... のお話によれば、御答弁によれば、そ... れは校長の意思によつてやつたのだか... ら、正常な授業の阻害にはならない、... こういふことになると思ひます。警察... 庁長官のお話でいへば、それはいろい... ろなケースがあつて必ずしもさうでな... い。答弁に食い違ひがあると思ひます... が、いかがですか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はと... にかく校長の承認したものは原則とし... て運営を書したことになるまいとい... う考が確定しております。

○野本吉吉君 私はこの問題は、先ほ... ど矢嶋委員が言われたように、一個の... 佐賀の問題として考えずに、教育の正... 常な状態というのはいさういふ状態であ... るかということに關しまして、しつこ... かりした考えを持ちませんといつと、將... 来またこの種の問題の起りましたとき... に、事態に対する認識、判断、扱ひ方... について、いろいろと混迷を起すであ... ると思ひますので、私の感じを申し... 述べながら、当局の御意見を承わりた... いと思ひます。

○政府委員(内藤豊三郎君) ただいま... 野本委員からお話のように、学校の... 正常なる運営といふ点については、い... ろいろと問題があります。特にお話し... のように、教師が児童と離れていると... いうことは、確かに一つの正常な運営... を阻害していると思ひます。... ただ、私も、学校教育法あるいは... 施行規則に基いて学校の授業計画とい... うものが行われておりました、これに... 対して教育委員会及び校長の練でいろ... ろと指揮監督が行われているのであ... ります。その双方の線が乱れない限り... においては、正常なる授業が行われて... いるわけであります。ただいまのよう... に、事後処置において校長がやむを得... ず承認せざるを得なかつた、さうい... うものは、私どもは正常な運営とは考へ... ていないのであります。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

○委員(岡三郎君) 速記をとめて。

いまだ質疑も尽きませんが、時間も相当経過しておりますので、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時三十六分開会

○委員長(岡三郎君) 午前中に引き続き会議を開きます。順次質疑を続行いたします。

○矢嶋三義君 もうしばらく質疑させていただきます。精神的にやりますからお許しください。と思います。

午前中、学校の正常なる運営についてかなり突っ込んで伺いました。たゆまぬ、このたびは検察権の発動になりました大きな二つの理由は、一つには任命権者あるいは監督者である校長の許可を得ないで云々というこの条件と、それからもう一つは学校の正常なる運営を阻害したそのことが三十七条違反である、かような立場に当局は立たれておられますので、その半面ではあるところの学校の正常なる運営に支障を与えるというところはどうかというところを伺ったわけでございます。その質疑の過程において関連質問として野本議員の見解が表明されました。私はここで討論するのをごさいます。私はいま触れませんが、私が伺ったところは、正常なる運営に支障を与える、従って法違反だと、この罰則事項を適用する現況下において教育の正常なる運営に支障を来たすといかなることと規定すべきかというところが重大であるので、その立場から伺ったわけ。まあ野本議員のような教育学的な立場からの定義の仕方もございませう。しかしもしそれを認

めるとすれば、今のわが国の中学校並びに小学校の義務教育界はほとんど連日、あらゆる地域にこの正常な教育が行われていないということになってくると思う。それは初中局長の答弁にもちよつと出てきましたが、学校の収容数からいきましたも、また定員が少いためにいろいろな場合とか、あるいは教職員が事故で休まれるというより、教師が生徒のそばについておられないような教育実態というものはあります。また新たな角度から国の責任は大臣の責任というものが新たに出てくるかと思いますが、私はその立場から伺ったのでなくて、わが国の現実の教育の実態下において罰則事項を適用する場合の正常なる運営の支障とはいかに規定するかという立場から伺ったわけでございます。なお、尋ねたい点がない点がございますけれども、委員長長の御要望もありませんので、この点はこれにとどめまして、次の数点について精神的に伺いたいと思っております。御答弁もそれに沿っていただきたいと思います。

で、大久保国務大臣に伺いますが、具体的に伺います。二月六日に、佐賀県の高専学校教職員組合が、佐教組と同じ目的をもって佐賀市に全県下の高専学校の先生が集会をされておられます。このことは正常なる学校運営に支障はなかつたか、こゝういふ立場に立っておられるのか、それとも別の見解を持っておられるのか、それを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(大久保留次郎君) その話は私聞いておりませんが、答弁するだけの材料を持ち合せたことございません。○矢嶋三義君 文部大臣は、そういう集会を持たれたらどうかを承知しておられますか、お聞きませんか。○国務大臣(灘尾弘吉君) 詳細のことは承知いたしております。○矢嶋三義君 やや具体的に伺います。二月六日午後一時に、佐賀市に全県下の高専学校の先生が集まられて、再建計画によつては佐賀県教育水準は守れない、従つては再建計画を佐賀県教育が守れるように修正してほしいという意味の決議をし、またそれに関係当局に要望する集会を持たれておられるわけですが、これは学校の正常なる運営に支障を与えた文部大臣は考へられるのか、それともさうでないとお考へられるのか、大臣に見解を承わりたい。

○国務大臣(灘尾弘吉君) いかなる状態のもとに集会いたしましたか、詳細の事情をつまびらかにいたさないのではありませんが、これが学校長ないしは教育委員会の意向に反して、ほしほしに集会し、その結果といたしまして、学校の当然規定せられておられますところの計画に支障を来たしたというようなどことでありますならば問題であるかと考へます。

○矢嶋三義君 私は具体的に伺いますから具体的に答へたいと思ひます。その点、抽象論では質問が進んで参りませんから。具体的な伺ひますが、ある県といたしまして、ある県で学校長の了承を得て全県下の先生がその県庁の所在地に午後一時に集まつて、先ほども申し上げましたような集会を持つと、午後一時に集まるんですね、その場合と、それから学校長の了承を得ずに全県下の先生が県庁の所在地に午後一時に集まつて集会を持つと、この前後と後者の場合、いずれも学校の正常なる運営に支障を与えたか、文部大臣の判断を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 具体的に伺ひますが、御質問がまことに抽象的であるように私は思ひます。○矢嶋三義君 抽象的じゃないですよ。時間が示してあり、県庁所在地という場所まで示してある、全部要素そろつておられますよ。○国務大臣(灘尾弘吉君) きわめて抽象的な御質問と私は受け取るのであります。さういふふうなことであります。が、ただいまのお尋ねになりましたような場合におきまして、学校長が十分判断した上で、さうして休みをとつていくことを認めたという場合と、さういふことは困ると言つた場合とはよく違ふかと私は思ひます。

○矢嶋三義君 警察権を発動する最高責任者である大久保国務大臣の御見解はいかかでございますか。今のも私の質問した場合に幾つかの要素をあげましたが、それだけそろえば判断するのは十分だと思ひますが、どういふ御見解を持つていらっしゃいますか。

○国務大臣(大久保留次郎君) 校長が正当の権限内において、正当の判断に基いて承諾した場合はある程度は認めなければならぬと思ひますが、校長が拒否した場合において集まつた場合は、これは違法の行為になりやすいと思ひます。

○矢嶋三義君 それであなた方の御見解は一応わかりました。それは、正常なる運営に支障を与えるか、許さないか、その認定には校長が許可を許さないか、それとも後者によつて異なる見解を持たれるのか、文部大臣の判断を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 具体的な伺ひますが、御質問がまことに抽象的であるように私は思ひます。○矢嶋三義君 抽象的じゃないですよ。時間が示してあり、県庁所在地という場所まで示してある、全部要素そろつておられますよ。

○国務大臣(灘尾弘吉君) きわめて抽象的な御質問と私は受け取るのであります。さういふふうなことであります。が、ただいまのお尋ねになりましたような場合におきまして、学校長が十分判断した上で、さうして休みをとつていくことを認めたという場合と、さういふことは困ると言つた場合とはよく違ふかと私は思ひます。

○矢嶋三義君 警察権を発動する最高責任者である大久保国務大臣の御見解はいかかでございますか。今のも私の質問した場合に幾つかの要素をあげましたが、それだけそろえば判断するのは十分だと思ひますが、どういふ御見解を持つていらっしゃいますか。○国務大臣(大久保留次郎君) 校長が正当の権限内において、正当の判断に基いて承諾した場合はある程度は認めなければならぬと思ひますが、校長が拒否した場合において集まつた場合は、これは違法の行為になりやすいと思ひます。

佐賀県のこの再建計画では佐賀県の教育は守れない、皆さんしつかり一緒にやりましようと言説をやっておる。その教育長が今度は、佐賀組の方が学習計画を立てて三割の先生方が有給休暇をとられた、それを正常なる運営を書いたといつて行政処分にするといふことは、これは私は非常に矛盾があると思ふのです。文部大臣並びに大久保国務大臣はそしてお考えになりませんか、御見解を承わりますか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 学校の正常な運営と申しますことは、場合によつていろいろ解釈の仕方もあると思ふのであります。ただいま問題となつておられますような案件のもとにおきましては、私はその学校では毎日毎日の授業計画といふものはきまつておると思ふのです。そのきまつておる計画がほしほしに変更せられるといふことになりますれば、これは学校の正常なる運営を阻害するものと私は考へる。ただその場合に学校の監督者と申しますか教育委員会等の間におきまして、当日はこりするとか、あつたといふふうな考へのもとにこれが変更せられるといふことになりますれば、これをとがめだてするわけには参らない。当初の計画から申しますと変更はありません、これを直ちに学校の正常なる運営を阻害するものとして罰則を適用するといふような事態ではないと考へておる。しかしながらそつとでなくして、学校の先生方がどういふ計画を立てられたか存じませぬけれども、その権限のある者たちの認めないままに、ほしほきまされようとする行動をとられるといふことになりますれば、これは明らかに学校の正常なる運営を阻害するものと考へます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 高等学校の場合は私は具体的に知りませんが、佐賀県の今回の小学校、中学校の場合、これは許可をとつて集まつたと言われるが、許可をとつて集まつたのではないのです。許可をしなかつたのです。許可をしなかつたのかかわらず、全県下の教員が集まつたといふところが問題なんです。そこをあなたはどう思ひますか。これはあなたと考へが違つておるのです。

○矢嶋三義君 許可を受けたのと、それから許可を受けなかつたのと、それから黙認になつておるのといふいろいろな内容があるわけなんですが、そういう点については先般来本委員会で警察庁の方々にお伺ひしているわけですが明快な答弁がないわけなんです。私が今伺つておるのは佐賀県の教育庁の態度に理解しがたきものがあるからお伺ひしておるわけなんです。これはあなたがたに何つても明快にならないので、いずれ私は佐賀県の教育長にぜひこの本委員会においで願つていろいろこの問題を説明する機会を委員長において与えられるよう私はあらためて要望いたします。といふことは、先ほど私もちよつと伺つたように、十一名の行政処分を委員会できめた、この起案者は教育長です。その教育長みずからがこの二月六日の高等学校の集会には行つて激演説をぶたれておるわけなんです。そこで教育の正常なる運営云々といふことについて、どういふお考えを持つておられるのか、その規定が明確でない、非常に不明確だと思ふのです。この点は先ほどから大久保国務大臣にお伺ひ

しても明確になつたわけではない。しかし大久保国務大臣としては結局教育長の許可があるかないかによつてすべてを判断される、こつとま御見解で、その点に關する限りは明確になつたと思ふのですが、残る佐賀組の問題は果してはつきりと明確に許可が与えられなかつたのかどうか。それからまた、それと労働基準法の有給休暇を与えられる公務員の権利と、それからその許可しなかつた状況を午前中まあ伺ひましたが、それがどうであつたかといふことが私は罰則適用に該当するものかしないものかといふことを認定する重要な要素になると思ふ。それらの点については私の納得するような御説明をいただけない点を非常に遺憾に思ひます。

で、次に福岡県教組の前委員長の久保田君と、それから前執行委員の渡辺君を警察は逮捕取り調べておるようですが、それはどういふふうでやられておるのか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石井榮三君) 福岡県の教組の前執行委員長の久保田、前情報部長の渡辺さん、このお二人は今般の佐賀の二月十四日から十六日の、問題の休暇闘争の際に佐賀県下の小中学校を巡回し、教職員に対して争議行為である休暇闘争に参加するようにあおりそそのかしておられる向きがある、今回さきに逮捕になりました佐賀県教組の方々の取調べの段階において明らかになりましたので、地方公務員法第六十一条第四号違反の疑いで逮捕したのであります。

○政府委員(石井榮三君) 当初任意出頭を求めて佐賀県警察におきましては取調べを開始したようでございます。その後取調べの状況にかんがみまして強制捜査を必要とする事になつたように報告がございまして。

○矢嶋三義君 取調べの状況によつて云々といふことはどういふことが予想されるわけですか、逮捕条件としてどういふことが予想されますか。

○政府委員(石井榮三君) 通報によりまして証拠隠滅をせられるおそれがあるという理由だと思ひます。

○矢嶋三義君 私は久保田、それから渡辺両君が皆さん方が今申されるような、また解釈されておるような行動をとられたかどうかといふことをつづさに承知しておりませんが、もし久保田君並びに渡辺君が友誼団体である佐賀組に行つて、あなた方は有給休暇が与えられるところの権利がある、で学校長に有給休暇を願つて、申し出て、それで、なるほど佐賀の再建計画は無理だからそれに対する措置要求をされる集会に行かれることはけつこりでしよう、かような言動をされた場合、これは何ですか、取調べまたは逮捕の条件がそつたことになりまつか、どうですか。

○政府委員(石井榮三君) たゞたびこの点につきましては御議論のありますように、今回の佐賀県の事案につきましては、有給休暇を申請をされたけれども承認ならなかつたのであります。にもかかわらず、あえて休暇をとられて闘争に参加された、こつと事案なのであります。そつと事案であることを福岡県の先ほど言ひました久保田、渡辺両氏も十分その間の事

情といふものは御承知のはずでございます。正規の承認のない休暇のままにそつと闘争に参加することが違法であること、違法の認識があつたかどうかといふ点は別としてそつと事案であることは御承知のはずであります。それをあおりそそのかしたといふことは地方公務員法の規定に該当するものである、こつとこつと佐賀県警察では見ているわけでございます。

○矢嶋三義君 もう一べん伺ひますが、明確でないのですね、久保田、渡辺君がこの有給休暇をあなた方はとれるようになっておるのだ、学校長に請求して、こつとこつと集まりに行つて、そして状況も聞き、措置要求されることは、これは許されている事柄だ、こつとこつと法にはかからないと思ひます。これはどうですか、その点を一応そこで答弁求めます。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど申し上げましたように、今回の佐賀県の事案については、福岡県の両君は事情を十分御承知の上で、そつとこつと行動に出られたのでありますので、遺憾ながら地方公務員法第六十一条の違反になつたわけでありまして。

○矢嶋三義君 そつとこつと何です、あなた方はこつとこつと立っているわけですね。久保田君並びに渡辺君は学校長、教育委員会が許さぬでも君ら振り切つてやれといふように誘つた、そつとこつと、こつとこつと前提に立てられているように私は聞き取れます、休みは取れるのですから休みを取つて、校長さんに休みをもらつて、あなた方は行く権利があるのだ、こつとこつとこつとこつと違法になりますか。

○政府委員(石井榮三君) 佐賀県教委、地教委、またそれらの指示のもとに各学校の校長さんすべて今回のこの二月十四日から三日間のいわゆる休暇闘争の計画に対して、それは違法であるから休暇を承認するわけにはいかない、注意をするようにということ、を再三勧告をされておるのでございませう。そうした事情を十分御承知の上で、このいわゆる争議行為である休暇闘争に参加するようにはおあり、そのかすといふことは、地方公務員法第六十一条違反になるといふことであります。

○矢嶋三義君 それならもう一回聞きませう。佐賀県教育委員会としては許可しないといふことを、かりに知っておいて、そして先生方に県教育委員会は許可しないといふことは新聞に出ているが、あなたの方の監督をしているのは学校長で、学校運営の責任は校長が持っているのだから、だから校長さんに有給休暇の許可をいただいて、そしておやりになることは違法にはならない、かようにかりに先生方にお話したという場合に、それ違法になりますか。

○政府委員(石井榮三君) 正規の手続をとられ休暇が許可になって、そうした大会に参加されるようにといふことを勧奨されることは、これは違法にはならないと思ひます。

○矢嶋三義君 従つて私はこの久保田、渡辺君のこの態度といふものはそういうところには私はあつたと思ひますよ、これは新聞で教員の方々は知つておつたかもしれない、しかし、違法行為を皆さんやらないといふこと、を言うはずないですよ、校長さんの許

しを得て有給休暇といふのは権利だから願ひを出して、そして参加しなさい、したらいいでしょ、それは違法になりませんよ、と言つたからといつて、その法に抵触するものではないと思ひます。この点少し警察権を乱用し過ぎているから私はあると思ひます、大久保閣務大臣、御所見いかがでございますか。

○閣務大臣(大久保留次郎君) 私は一体ほんとうの取調べ中のことを、そういつた、こういつたとかまえてここで論議するのはなるべく避けたいと思ひます。まだ調べ中で決定にならぬのですよ。まだ調べ中で決まらぬのををさういつたんだらう、こういつたんだらう、片言隻句をつかまえてやるといふことは私は少しどうかと思つておられます。私は警察当局としては、ことに佐賀県の警察としては二カ月以上費して、念に念を入れて調査した事柄でありますし、それに関連する関係者が出てきた、これは私も予想しなかつたのです、しかし調査の結果さうなつてきた、その被告が一人被告といふますか、勾留された二人の人がどう言つたか、こう言つたか、これがどつちがどうだといふ議論をするのは私は少し出過ぎているような感じがいたします。これは私もどつちとして、警察としては正しいことをやっているといふことを申し上げるだけあります。

○矢嶋三義君 これは行き過ぎているんです。これは三権分立の裁判過程になつておればここではやりません。しかし行政の段階にあるわけですか、しかもこの法律ができてから初めてであり、しかも教育関係に四十二カ所の捜索が行われ、合計十二名の逮捕状ま

で執行されて、しかも検事勾留に対しては裁判所はそれを却下した、その却下したのに対して準抗告まで検察当局はとられて、そして逮捕してやられてはいる。しかも友誼団体に對して、他県からお見舞に行かれたさういふ方々まで取り調べるのみならず、逮捕状まで執行されてこれほどの事態になつておれば、あなたの方から私たちが一言聞いてすぐ納得できるような説明があれば下りましょ。しかし先般米からの委員会でも何つておられますと、明確な答弁がない、これは私は人権を守る意味からも、また日本の教育界のためにも黙視するわけにはいかなない。あなた方はそれは警察権を持つておられますよ、だからだれでも疑いがあるからと言つて、極端に言へばだれでもつかまえられるますよ、疑いがあるから、そうしてあとは疑いが晴れたから釈放したとすましていられる。しかし、私は警察権といふのはさういふものではないと思ひます。しかも、先ほどから申しておられますように、これが初適用であり、しかも教育界にこれだけの前古未會有の事態の起つていられる以上はやはり問題が明確でなくちゃならない。

で、先般米から何でしよ、許可を受けた、受けなかつたといふようなことにつきます。あるいは学校の正常な運営についての法律的な解釈面から言つても私たちの納得できるような説明がないわけですか。従つて、私はやや警察権の乱用をせしめを免れないのじゃないか、かように私はこの見解を持つていられるから、事行政府に關することだから立法府として取り上げていられるわけですか。私は決して出過ぎたことだとは考えません。その証拠には、九州

のどの新聞を見ましても、佐賀の新聞自体も、この先生方の三、三、四割は遺憾なことであつたが、警察権の発動と、その後の闘争の仕方といふものは少し穏やかでない、こゝろいふあの保守的な佐賀県ですら、こゝろいふ市民の世論がほろいとして起つていられるじやございませぬか。従つてその角度から何つていられるわけですか、取り上げていられるわけ、念のために私の立場を明確にいたしておくわけでありませう。

石井長官に伺ひますが、現在のところ勾留されている人員は何人になつておられますか。

○政府委員(石井榮三君) 先月二十四日に検挙になりました佐賀県教組の関係の方で、現在まだ検事勾留中の者は二人でございませう。それから先ほどお話をいたしました、その後新たに検挙になりました福岡県関係の二人、こゝろいふことではございませう。

○矢嶋三義君 大久保閣務大臣に伺ひますが、私は、先般も石井長官に申し上げたんですが、佐賀の関係者は合法と信じてやつていられるわけなんですよ。従つて秘密集會もなかつた、秘密書類といふものもないんです。私は逮捕の理由がわからないわけですか。あなた方は必要とあつて逮捕されているんですよ、が、福岡県関係の二人は、まだ警察の手にあるのだと思ひますが、残る佐賀の二人は検察庁の方に回されていられるわけですか、これを一日も早く釈放されて、任意捜査の形態をとるべきであるといふことと、それから佐賀県の警察は、この前、皆さん方に要望しておいたにかかわらず、学校にお入りになつたり、それからいふんと校長、教員を警察に呼んで調べておられます

が、その調べ方が、たとえば今の組合運動をどう思ひかとか、あるいは組合の幹部に對してどんな見解を持つていられるかとか、かようなことまで調べておられます。先生、特に女先生なんかは、警察に呼ばれて警官の前に立たされただけで、それは全く上つてしまつてふるえ上るんですよ。さういふ人々を取り調べるに當つては、よほど私は慎重な態度をとつていただかなければならぬと思ひますが、組合運動のあり方とか、幹部に對してどういふ考えを持つていられるかといふのは、組合運動に對する不当介入になると思ひます。かような取調べといふものは、あなたの方の当面の問題に對する取調べの限界を私は逸脱していると思ひますが、どういふ御見解を持つておられるか。

私はその取調べ方については佐賀県警の方に適當なる指導指示を与えていただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(石井榮三君) ただいま御指摘の点、私も実は現地の方から、詳しいさうした点についての報告に接しておりませぬので、どういふ必要があつて、どういふことを関係者から聞き取つておられますか、承知をいたしておりませぬが、ただいま御例示になりましたようなことは、確かに考え方によつては、警察の本来の捜査に、直接果して必要があるのかどうかといふような点、疑問の点もあるように思ひますので、御趣旨は十分わかりましたので、現地の警察の方には十分注意を喚起しまして、行き過ぎのないようになつて、参考の方々からいろいろ事情を伺ひ、こゝろいふにすることに、重

ねて注意を喚起したいと思っております。  
○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて下さい。

午後三時十五分速記中止

○委員長(岡三郎君) 速記を起して。  
暫時休憩します。

午後三時五十四分休憩

午後五時三十分開会

○委員長(岡三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

大分並びに佐賀に関する問題についての矢嶋委員からの参考人を呼ぶことの提案については、それぞれ御協議をいただいたわけですが、本日結論を得るに至りません。従って、明日までさらに検討を加えるということにして、この問題については一応ここでとめます。

○委員長(岡三郎君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 今回政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、まずその提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和二十二年学校教育法が制定されました。精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある子女のために養護学校の制度が設けられることとなったのであります。御承知の通り、その義務制は、いまだ実施されるに至っておりません。

もとより、政府といたしましては、義務制の実施を目標として、従来努力いたしておるところであります。去る第二十四回国会において、「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」の一部が改正されました。

この法律による就学奨励のための措置が講ぜられることとなり、さらには、「公立養護学校整備特別措置法」が制定されました。公立養護学校の建物の建築、教職員の給与等に要する経費の負担について特別措置が講ぜられることとなったことなどによりまして、養護学校の整備は一そう促進される機会となつて参つたのであります。

一方、養護学校に子女を就学させる場合におきましては、これをその保護者の立場から考えますと、就学義務を履行しているものと同等の事情にありながら、就学義務の猶予または免除を受けて就学させておるのであります。この点から、養護学校における就学につきましては、小・中学校に就学させる場合と同様の取扱いが強く要望されてきたのであります。

これらの事情を考慮いたしまして、政府は今回義務制実施までの暫定措置として、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことにより、養護学校への就学を容易にすることとし、このための規定を学校教育法に設けることとした次第であります。

次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、市町村立の小学校、中学校、盲学校、ろう学校等の教職員につきましては、「市町村立学校職員給与負担法」により、その給料その他の給与を都道府県が負担いたしております。

一方、市町村立の養護学校の教職員につきましては、去る第二十四回国会において成立いたしました「公立養護学校整備特別措置法」によりまして、昭和三十三年度から、給料その他の給与を同様に都道府県が負担することとなりました。

しかるに、現行の「市町村立学校職員給与負担法」第一条及び第二条に規定する教職員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」並びに「地方自治法の一部を改正する法律」によりまして、その任免その他の進退を都道府県の教育委員会が行うこととなり、また、退職年金等の基礎となる在職期間の通算に関する措置が講ぜられることとなったのであります。

従いまして、今後養護学校の整備を一そう促進いたすためには、市町村立の養護学校の教職員の身分取扱い等につきましては、市町村立の盲学校、ろう学校の教職員と同様に措置することが適当と考えられるのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、市町村立の養護学校の教職員を「市町村立学校職員給与負担法」第一条に規定する教職員とするともに、関係法律の整備を行つたものであります。以上がただいま議題となりました両法案の理由及び内容の概略でございます。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕  
○委員長(岡三郎君) 速記を始めて。本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、特殊教育振興促進に関する請願(第一八六七号)

第一八六七号 昭和三十三年四月十三日受理

特殊教育振興促進に関する請願  
請願者 東京都中央区日本橋通二ノ二社団法人全国精神薄弱児育成会内 仲野好雄

紹介議員 松澤 靖介君  
普通教育に比し非常に遅れている特殊教育を振興させるため、(一)盲、ろう学校の幼稚部及び高等部の整備充実、その学校給食のための財政補助、(二)盲、ろう養護学校への就学奨励法の一部を改正し、幼稚部、高等部にも小、中学校同様就学費の支給と支給項目の追加、(三)義務教育諸学校における特殊学級の整備充実、(四)寮母及び助手の身分確立等に関し法的措置を整備制定せられたいとの請願。

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、学校教育法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)  
一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は同日)

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案  
国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案  
国立又は公立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ)の事務職員(文部事務官である者又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ)が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条の規定を準用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行の際、現に結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされている国立又は公立の学校の事務職員に對しては、この法律の施行の日において休職を命ぜられたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、当該休職の期間には、従前の休職期間を通算するものとする。

昭和三十三年五月十日印刷  
昭和三十三年五月十一日発行  
参議院事務局  
印刷者 大蔵省印刷局